

# 一般社団法人二宮町シルバー人材センター 定款

## 第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人二宮町シルバー人材センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を神奈川県中郡二宮町に置く。

(目的)

第3条 センターは、働く意欲のある定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するものを言う。以下同じ。)に係る就業の機会を確保し、組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行う
- (3) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等を行う
- (4) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供を行う
- (5) 高齢者の就業に関する就業機会創造のための調査研究を行う
- (6) 高齢者の就業に関する相談と支援を行う
- (7) その他、センターの目的を達成するために必要な事業を行う

2. 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

(公告)

第5条 センターの公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第二章 会員

(種別)

第6条 センターの会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 二宮町に居住する原則として60歳以上の働く意欲と体力のある者で、センターの目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 センターに功労のあった人及び理事長がセンターの事業運営に必要と認めて推薦し、理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 二宮町に住所または事務所を有する個人または団体で、センターの目的に賛同し、事業に協力するもので、理事会の承認を得た者

(入 会)

第7条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、センター所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び特別会員は、センターの目的を達成するため、それに必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員、特別会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 二宮町に居住しなくなったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が団体であるときは当該団体が解散したとき
- (4) 会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 二宮町暴力団排除条例(平成23年12月19日条例21号)第2条第2号から第5号に該当する者であるとき

(退 会)

第10条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が定める退会届を提出して、いつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規則に違反したとき
- (2) センターの名誉を著しく棄損し、又はセンターの目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2. センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第三章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」

という)上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準
- (3) 役員の賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第15条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がされたとき
  - (2) 正会員及び特別会員総数の10分の1以上から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事長にあったとき

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各会員に対して通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはでき

ない。

(書面議決等)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における第16条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 前項の議事録に議長及び出席した代表理事が記名押印して、10年間センターの主たる事務所に備え置くものとする。

## 第四章 役員

(役員を設置)

第23条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
3. 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事を以って一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは会員以外の人から選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3. 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2. 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
4. 常務理事は、センターの業務を分担執行し、事務局長を兼ねることができる。
5. 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、総会及び理事会に出席し、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。
3. 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般法人法で定めるところによる。

#### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
3. 役員は、辞任又は任期満了後において定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

#### (報酬等及び費用)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬等を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

#### (取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
  - (2) 自己または第三者のためにするセンターとの取引
  - (3) センターがその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (役員責任の一部免除)

第31条 センターは、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

## 第五章 顧問及び相談役

#### (顧問及び相談役)

第32条 センターには、顧問、相談役を置くことができる。

2. 顧問、相談役は、一般法人法上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、理事長に対し参考意見を述べるができる。
3. 顧問、相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。
4. 顧問、相談役は、無報酬とする。
5. 前項の規定にかかわらず、顧問、相談役が職務を行ったときは、その費用を弁償することができる。

## 第六章 理事会

(構成)

第33条 センターに理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止(役員の報酬等及び費用に関する規程を除く。)に関する事項
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (4) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (7) 従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事会を招集するには、理事に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して、開催の3日前までに文書をもって通知しなければならない。
3. 理事長は、前条第2号の場合には、請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

但し、理事長不在の時は出席理事の互選により選任する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第39条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第七章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第42条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第43条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第44条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 センターの事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。

2. 理事長は、理事会の決議を経て、収支予算成立の日まで、前年度の収支予算に準じて収入および支出をすることができる。
3. 前項の収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。
4. 理事長は、第1項の事業計画または収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

## 第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第48条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7

号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であつて、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分に2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第49条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄付するものとする。

## 第九章 事務局

(事務局)

第50条 センターの事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第十章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第51条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、別に定める「一般社団法人二宮町シルバー人材センター情報公開規程」により情報公開を図るものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第52条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

## 第十一章 雑 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(最初の事業年度)

第54条 センターの設立初年度は、センターの成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員)

第55条 センター設立役員は、二宮町生きがい事業団と互助会の解散及びセンターの設立の総会において、選任するものとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第56条 センター設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

設立時社員	杉崎 明芳	神奈川県中郡二宮町山西785番地
設立時社員	小崎 正夫	神奈川県中郡二宮町山西1219番地
設立時社員	松村 恵央	神奈川県中郡二宮町山西1615番地の13



(設立時代表理事)

第57条 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選任する。

(設立初年度の事業計画等)

第58条 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第54条第1項の規定に準ずるものとする。

附則1. この定款は、平成24年2月27日作成、平成24年3月12日公証人認証  
平成24年4月2日登記。

附則2. この定款は、平成26年5月30日、事業の一部(「無料の職業紹介」を「職業紹介」  
に)を変更、定時総会開催時期を3ヶ月以内に変更、平成26年6月12日登記。

附則3. この定款は、平成27年6月12日、第12条の引用条文(「第8条」を「第9条」に)変  
更。

附則4. この定款は、平成29年6月16日、第9条1項5号の滞納期間を削除、第37条  
理事長不在時の対応を追記、第51条1項を別途「情報公開規程」制定のため  
文章訂正。

附則5. この定款は、令和3年6月18日、第9条3項の「成年被後見人又は被保佐人に  
なったとき」を削除。